

○蕪崎市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての市、市民、空家等の所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、市民の安心で安全な生活の確保及び生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって地域力の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この条例において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

3 この条例において「所有者等」とは、空家等の所有者又は管理者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態の空家等の所有者等と当該空家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民、空家等の所有者等及び事業者の責務)

第5条 市民、空家等の所有者等及び事業者は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の防災、防犯及び生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定

する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めなければならない。

2 空家等対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策の基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（法第14条第1項から第3項までの規定による措置をいう。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市長は、空家等対策計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に当たり、あらかじめ第9条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（情報提供）

第7条 市民及び事業者は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

（助言、指導等に係る手続）

第8条 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、次条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

（審議会の設置等）

第9条 前条に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、特定空家等に対する措置等に関する事項を調査審議するため、**韮崎市空家等対策審議会**（以下「**審議会**」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、法務、不動産、建築等に関する知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のう

ちから、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 9 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(緊急安全措置)

第12条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他の公共の場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下この条において「危害等」という。）を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。
- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を当該所有者等から徴収することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第9条から第11条までの規定及び附則第2項の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

(韮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 韮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。